

6 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなってから、流行が終息するまでの状態。

イ 目的

医療体制を維持する。

健康被害を最小限に抑える。

市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染予防・まん延防止策から被害軽減に切り替える。

地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。

状況に応じた医療体制や感染予防・まん延防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。

流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。

医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。

欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。

受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(2) 実施体制

ア 危機管理連絡室の設置継続

市は、危機管理連絡室の設置を継続する。

<近隣市町において新型インフルエンザ等が発生している時>

ア 危機管理室の設置

市は、必要に応じて危機管理室を設置する。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 市対策本部の設置

市は、速やかに市対策本部を設置する。

(3) 情報提供・共有

ア 危機管理連絡室における情報共有等の継続

市は、危機管理連絡室において、引き続き国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、対策の検討を行う。

なお、近隣市町において新型インフルエンザ等が発生し、危機管理室を設置している場合は、危機管理室において、緊急事態宣言がなされ、市対策本部を設置している場合は、市対策本部において行う。

イ 相談窓口等の体制充実・強化

市は、国・県からの要請に従い、国・県から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

ウ 情報提供

市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有する。

(4) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、市民に対して、「新型インフルエンザ等の県内発生に関する情報」及び「市民が実施すべき感染予防・まん延防止対策」を中心に、発生時に国、県、市が実施する対策等への協

力要請等についての情報を積極的に発信する。

〔参考〕

(ア) 県が個人に対して周知する情報（例）（県内感染期に新たに情報提供するもの）

a 新型インフルエンザ等の県内発生についての正確な情報

(a) 発生状況

(b) 発生地域

(c) 確定診断の状況

(d) 健康被害の状況

イ 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の実施に資する目安等最新の情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行う。

ウ 感染予防・まん延防止対策の実施

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに新型インフルエンザ等の発生時に各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策を行う。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し対策を行うよう勧奨する。

[事業活動継続時に想定される感染予防・まん延防止対策例]

(ア) 従業員や訪問者、利用者等が常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近を防止する等、新型インフルエンザ等の感染防止のための入場者の整理

(イ) 従業員や訪問者、利用者等に対し、発熱等の症状がある場合の入場の禁止及びその事前の周知

(ウ) 入口等に手指の消毒設備の場所を設置する

(エ) 突発的に感染が疑われる訪問者、利用者等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制を構築する

工 学校等の県内発生時の臨時休業の指示・要請

市は、県からの要請に基づき、最新の国の基本的対処方針及び専門家の意見を踏まえた臨時休業等の感染対策の実施に資する目安を踏まえて、ウイルス等の病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施するとともに、学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とする。

なお、学校の臨時休業は、対策解除後にかえって患者数が増加する等のリスクがあることに留意して、休業期間経過後の延長ないし対策について、的確に評価を行い、判断することとする。

オ 臨時休業時の児童・生徒等の状況把握

市は、県からの要請に基づき、あらかじめ構築した児童・生徒等の家庭との連絡体制を活用し、臨時休業中の児童・生徒等の健康状態や家庭状況について把握を行い、県対策本部（文教対策部）へ情報を提供する。

カ 地域保育計画に基づく対応

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するための地域の保育計画に基づく対応を行う。

保育士が確保できないなど、保育が実施できない状況になった時は、保育所は休園とする。場合によっては、保健センター等の地域資源を活用した一時預りを実施する。

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時等の対応

市は、県からの要請に基づき、学校、保育所、社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生した時に、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行う。

また、入所福祉施設においては、軽症者の健康管理に留意するとともに、施設が二次感染の場とならないよう特に留意する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し報告等の対応を行うよう要請する。

ク 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、必要に応じて、市立施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を中止する。

なお、市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止をしない場合は、必要な感染予防・まん延防止対策をとるものとする。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 市民への不要不急の外出自粛要請の周知

県が、特措法第45条第1項の規定に基づき、国の基本的対処方針に沿って、県民に対し、潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請した場合は、市はそれに協力して市民にその旨を周知する。

※「生活の維持に必要な場合」…具体的には医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など生活の維持のために必要な場合を指す。

イ 市民への施設の使用制限要請・指示内容の周知

県が、特措法第45条第2項の規定に基づき、施設の使用制限の要請・指示を行った時は、要請等が行われたことを知らないままに、要請等がなされた施設に来訪することがないように、その旨を公表するので、市はそれに協力して市民にその旨を周知する。

ウ 市民への公共交通機関の不要不急の利用抑制要請

公共交通機関については、市民生活及び経済活動の安定の観点から施設の使用制限の対象とはなっていないが、適切な運送を図る観点から、以下の呼びかけを行う。

- (ア) 当該感染症の症状のある者が乗車しないこと
- (イ) マスク着用等咳エチケットの徹底
- (ウ) 時差出勤や自転車等の活用等による不要不急の利用の抑制

エ 県による施設の使用制限要請・指示への対応

特措法第45条第1項の規定に基づき、市内に市民の不要不急の外出自粛を要請した場合には、速やかに同条第2項の規定に基づく学校・保育所・社会福祉施設等の施設の使用制限を県が要請するとともに、必要に応じて同条第3項の規定に基づく施設の使用制限を指示するので、市は、県の要請・指示に基づき、指定された期間の、市立の対象施設の使用を原則休止する。

オ 通所施設における保護者等への情報提供・協力要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所・社会福祉施設等において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについてあらためて保護者・家族の理解を得るよう努め、施設の使用制限の期間中は、できる限り自宅や親族等の自助による保育・介護を行うよう呼びかける。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し情報提供や呼びかけを行うよう要請する。

カ 市立施設の閉鎖や市主催イベントの原則中止

市は、市立施設を閉鎖するとともに、市主催のイベント・集会を原則中止する。

キ 学校行事の延期等の実施等

市は、感染予防・まん延防止の観点から、多数の人間が集まる学校行事の延期等を必要に応じて実施する。

仮に市が自主的な判断により行事を実施しようとする場合には、必要な感染予防・まん延防止対策を講じる。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。

市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

市は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

市は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第二章 基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ モニタリング

市は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 臨時の予防接種の実施

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力する。

※県が行う医療に関する対策等（県内感染期に新たに対策を行うもの）

(ア) 第一種・第二種感染症指定医療機関及び入院協力医療機関への要請

新型インフルエンザ等専用外来の設置及び入院医療を要請する。

また、入院治療は重症患者のみとし、外来や入院する医療機関を診療科別及び重症度別に定めた「診療科別重症度別医療体制」での対応を要請する。

この際に、新型インフルエンザ等の重症患者の入院が優先的に行われるよう、医療機関の空床把握や情報提供に努める。

(イ) 医療従事者の休養等

医療従事者等の肉体的及び精神的状況について配慮し、必要と認めるものには休暇を与えるよう要請する。看取りや遺体安置にかかわる医療従事者等については、特に県内感染期では循環配置を行うよう要請する。

(ウ) 医療機関における電話診療の要請

医師会等を通じ、全医療機関に対して、新型インフルエンザ等の軽症患者に対する「電話診療」への対応を要請する。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 臨時医療施設の開設・運営への協力

全医療機関での診療対応や定員超過入院、重症者以外の自宅療養などの対策を最大限に行った上でも、新型インフルエンザ等の患者数が増加し医療が不足する事態となった場合、県は、臨時医療施設を開設し、新型インフルエンザ等患者に対し医療を提供する。

市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

(ア) 要援護者の生活支援

市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、市民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

<緊急事態宣言がなされている時>

(ア) 国からの要請への対応

市は、国からの要請を受け、引き続き在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

イ 遺体の火葬・安置

(ア) 資材の確保

市は、県と連携して、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う。

(イ) 円滑な火葬の実施

市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

<緊急事態宣言がなされている時>**(ア) 火葬場の稼働要請への対応**

市は、国から県を通じ行われる要請に基づき、火葬場の管理者に対し、可能が限り火葬炉を稼働するよう要請するとともに、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強及び職員体制の整備を要請する。

(イ) 遺体を安置する施設の確保

市は、国から県を通じ行われる要請を受け、引き続き臨時遺体安置所等を確保する。

(ウ) 県の行う事務の代行

市は、県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。

- a 死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。
- b その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。

(エ) 埋火葬の許可の特例

埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

ウ ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）

（ア）事業継続計画に基づく対応

市は、上下水道、し尿処理、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、事業継続計画に基づく対応を行う。

（イ）市民への使用量等の削減呼びかけ

市は、県と協力し、電気・ガス等のライフライン供給機能やごみ・し尿処理機能の低下が予想される場合は、市民に対して関連事業者の運営状況等の情報を提供し、できるだけ供給機能に負担が生じないよう積極的に使用や排出の削減対策に取り組むよう呼びかける。

<緊急事態宣言がなされている時>

（ア）水の安定的な供給

水道事業者である市は、業務継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

エ 生活関連物資の価格の安定等

<緊急事態宣言がなされている時>

（ア）生活関連物資の価格の調査・監視

市は、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、適切な措置を講ずる。

オ 緊急保育の実施

（ア）緊急保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者（関係事業者等において、新型インフルエンザ等対策に従事する者）の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を構築するために下記の項目について再度

確認する。

- a 緊急保育の対象者の特定
- b あらかじめ指定した保育所等での保育の実施
- c 病院内保育施設を活用した保育の実施

<緊急事態宣言がなされている時>

(ア) 「緊急保育」の実施

市は、県からの要請に基づき、保育所施設の使用制限の実施と時期を合わせて、保護者（関係事業者等において、新型インフルエンザ等対策に従事する者）が社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない児童に対する保育のセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）を実施する。